

## <ユネスコ無形文化遺産について>

・ユネスコは、国際連合教育科学文化機関(United Nations Educational Scientific and Cultural Organization)のことで、

その頭文字をとって「UNESCO(ユネスコ)」と名付けられ、世界平和のために教育や科学、文化などの活動を通じて広く貢献するためにつくられた国連の専門機関です。

・無形文化とは、先祖から大切に受け継いできた無形、つまり、形のない慣習、表現、知識、技術とそれらに関連する文化的空間のことを指します。

無形文化遺産とはその文化を、特定の人びとが自ら継承していくことに誇りを感じ、「これは自分にとっての遺産であると認めるもの。」とされています。

・ユネスコ無形文化遺産の保護条約(無形文化遺産保護条約)は、国の枠組みを超えた地球規模で、無形文化遺産の衰退や消滅などの危機から保護するために、2003年のユネスコ総会において採択されました。

フランス共和国のパリに本部が置かれ、日本は、ユネスコ無形文化遺産保護条約の締約国のうち、3番目の2004年(平成16年)に締結しています。

2018年(平成30年)現在、本条約の締約国数は178国にのびます。

・ユネスコ本条約においては、全ての締約国に対し、世界レベルの保護を目的とした認定を得るために、「自国の無形文化遺産を1つまたは2以上の目録を作成し、定期的に更新すること。」など、さまざまな事柄が取り決められています。

・ユネスコ無形文化遺産の保護条約は、締約国から選出された代表委員国の24ヵ国で構成され、年1回開催される総会で採択されます。

・日本は、ユネスコ条約が発効した2006年から度々代表委員国に選出され、ユネスコ無形文化遺産保護条約の運用指示書の作成や、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表審査に関わるなど、重要な役割を果たしています。

・日本としても緊急に行動を起こし保護すべき無形文化遺産の一覧表を作成し、その中でも、ユネスコ世界無形文化遺産への登録に最も相応しいものを積極的に推進しています。



(株)サンプロデュース

〒170-002 東京都豊島区巣鴨 3-34-3-402

mm3893@outlook.com

